茅ヶ崎市ホテル等建築審議会規則

**資料４－３**

平成１０年１２月２８日規則第５２号

改正　平成１１年４月２７日規則第２４号

改正　平成１６年５月２８日規則第３４号

　（趣旨）

第１条　この規則は、茅ヶ崎市附属機関設置条例（平成１０年茅ヶ崎市条例第４４号）に基づき設置された茅ヶ崎市ホテル等建築審議会（以下「審議会」という。）の所掌事項、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

　（所掌事項）

第２条　審議会は、茅ヶ崎市ラブホテル規制条例（平成４年茅ヶ崎市条例第２３号）第４条第２項に規定する判定又は第６条に規定する勧告若しくは要請につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申するものとする。

　（委員）

第３条　審議会の委員は、学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

２　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

３　委員は、再任されることができる。

　（会長）

第４条　審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

２　会長は、審議会の会務を総理し、審議会を代表する。

３　会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

　（会議）

第５条　審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

２　審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

３　審議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

　（意見の聴取等）

第６条　審議会は、その任務を行うため必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

　（庶務）

第７条　審議会の庶務は、都市部開発審査課において処理する。

　（委任）

第８条　この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

　　　附　則

１　この規則は、平成１１年１月１日から施行する。

２　この規則の施行の日の前日において現に茅ヶ崎市ラブホテル規制条例施行規則（平成４年茅ヶ崎市規則第２３号）による委員であった者は、第３条第１項に規定する委員の区分にかかわらず、この規則による委員とする。この場合において、当該委員の任期は、同条第２項本文の規定にかかわらず、同規則による任期満了の日までとする。

　　　附　則（平成１１年規則第２４号）抄

　（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行する。

　　　附　則（平成１６年規則第３４号）抄

１　この規則は、平成１６年６月１日から施行する。